

専有部分の家屋番号		87-1-101	～	87-1-104	87-1-201	～	87-1-207	
		87-1-301	～	87-1-307	87-1-401	～	87-1-407	
		87-1-501	～	87-1-507	87-1-601	～	87-1-607	
		87-1-701	～	87-1-707	87-1-801	～	87-1-807	
		87-1-901	～	87-1-907	87-1-1001	～	87-1-1007	
		87-1-1101	～	87-1-1107	87-1-1201	～	87-1-1207	
		87-1-1301	～	87-1-1307	87-1-1401	～	87-1-1406	
		87-1-1501	～	87-1-1506				
表 題 部 (一棟の建物の表示)				調製	余 白		所在図番号	余 白
所 在	横浜市中区山下町 87番地1						余 白	
建物の名称	クリオレミントンハウス山下公園						余 白	
① 構 造		② 床 面 積 m ²				原因及びその日付〔登記の日付〕		
鉄筋コンクリート造陸屋根15階建		1階				〔平成11年7月9日〕		
		2階						
		3階						
		4階						
		5階						
		6階						
		7階						
		8階						
		9階						
		10階						
		11階						
		12階						
		13階						
		14階						
		15階						
表 題 部 (敷地権の目的である土地の表示)								
①土地の符号	② 所 在 及 び 地 番		③地 目	④ 地 積 m ²		登 記 の 日 付		
1	横浜市中区山下町87番1		宅地	1120:88		平成11年7月9日		

表 題 部 (専有部分の建物の表示)			不動産番号	0 2 0 0 0 0 1 1 3 2 6 9 1
家屋番号	山下町 8 7 番 1 の 1 2 0 3		余 白	
建物の名称	1 2 0 3		余 白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1 2階部分 5 6 : 0 2 :	平成11年6月16日新築 〔平成11年7月9日〕	
表 題 部 (敷地権の表示)				
①土地の符号	②敷地権の種類	③ 敷 地 権 の 割 合	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1	所有権	6 5 万 1 9 2 0 分 の 5 9 6 4	平成11年6月29日敷地権 〔平成11年7月9日〕	
所 有 者	東京都渋谷区神泉町9番6号明和地所渋谷神泉ビル 明 和 地 所 株 式 会 社			

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成11年8月18日 第30103号	原因 平成11年7月16日売買 所有者 横浜市中区山下町87番地1クリオレ ミントンハウス山下公園1203号室 宗 像 尚 郎
付記1号	1番登記名義人住所変更	令和6年4月9日 第12379号	原因 令和6年4月1日住所移転 住所 神奈川県平塚市宮松町12番18-43 2号
付記2号	1番登記名義人住所更正	令和6年7月29日 第28162号	原因 錯誤 住所 神奈川県平塚市宮松町12番18-43 2号

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成11年8月18日 第30104号	原因 平成11年8月18日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金3,070万円 利息 金2,070万円につき年2.00%

			ただし、平成21年8月18日から年4・00% 金1,000万円につき年3・05% ただし、平成21年8月18日から年4・00% (ただし、月割計算。月末満の期間は年365日日割計算) 損害金 年14・5% (年365日日割計算) 債務者 横浜市中区山下町87番地1クリオレミントンハウス山下公園1203号室 宗 像 尚 郎 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号住宅金融公庫 (取扱店 株式会社東京三菱銀行横浜駅前支店)
付記1号	1番抵当権移転	平成24年7月25日 第29968号	原因 平成19年4月1日独立行政法人住宅金融支援機構法附則第3条第1項により承継 抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号独立行政法人住宅金融支援機構
2	抵当権設定	平成11年8月18日 第30105号	原因 平成10年6月5日住宅ローン保証保険契約に基づく求償債権の平成11年8月18日設定 債権額 金400万円 損害金 年14・6% 債務者 横浜市中区山下町87番地1クリオレミントンハウス山下公園1203号室 宗 像 尚 郎 抵当権者 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地三井海上火災保険株式会社
3	抵当権設定	平成11年8月18日 第30106号	原因 平成11年7月15日保証委託契約に基づく求償債権の平成11年8月18日設定 債権額 金440万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 横浜市中区山下町87番地1クリオレミントンハウス山下公園1203号室 宗 像 尚 郎 抵当権者 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地三井海上ファイナンスサービス株式会社
付記1号	3番抵当権移転	平成29年1月4日 第6号	原因 平成13年10月1日合併 抵当権者 東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地MS&ADローンサービス株式会社
4	抵当権設定	平成28年12月20日 第44555号	原因 平成28年12月20日保証委託契約に基づく求償債権同日設定 債権額 金2,460万円 損害金 年14% (年365日日割計算) 債務者 横浜市中区山下町87番地1クリオレミントンハウス山下公園1203号室 宗 像 尚 郎 抵当権者 東京都文京区本郷三丁目18番14号三菱UFJ住宅ローン保証株式会社
5	1番抵当権抹消	平成28年12月20日 第44556号	原因 平成28年12月20日弁済
6	2番抵当権抹消	平成29年1月4日 第5号	原因 平成28年12月20日解除
7	3番抵当権抹消	平成29年1月4日 第7号	原因 平成28年12月20日解除
8	4番抵当権抹消	令和6年4月25日 第14301号	原因 令和6年3月27日解除

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。